

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年5月23日 05時00分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市姫埼北北東方沖 姫埼灯台から真方位028° 4.9海里（M）付近 （概位 北緯38° 09.6′ 東経138° 36.7′）
事故の概要	漁船ななみ丸は、揚網作業中、甲板員1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ななみ丸、9.7トン NG2-2019、株式会社ななみ 14.80m×3.28m×1.50m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成2年11月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年11月16日 免許証交付日 平成27年07月30日 （平成32年11月15日まで有効） 甲板員A 男性 37歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、姫埼の北北東方沖で小型底引き網漁を行っていた。 本船は、1そう引き（かけまわし）漁法により、たる（浮子）、引き綱、漁網、引き綱の順に菱型に投入してたるのところに戻り、たる及び遊び綱（たると引き綱とを繋ぐロープ）を揚収し、遊び綱を‘左舷船尾部のたつ’（以下「本件たつ」という。）に仮止めした。（写真1参照）

操舵室

左舷側のロープリール

本件たつ



写真1 本船

甲板員Aは、遊び網の端のC環をたるに繋がったボンテン旗の取付け索のC環から外して左舷側のロープリールのC環に繋いだ後、遊び網を海中に投げ入れたところ、遊び網の巻込みが始まったので、慌てて本件たつに止めていた遊び網を解こうとして遊び網を右手でつかみ、遊び網を引き揚げようとした際、平成28年5月23日05時00分ごろ右手が本件たつと遊び網との間に挟まれた。(写真2、写真3参照)

たる

ボンテン旗

取付け索

遊び網

C環

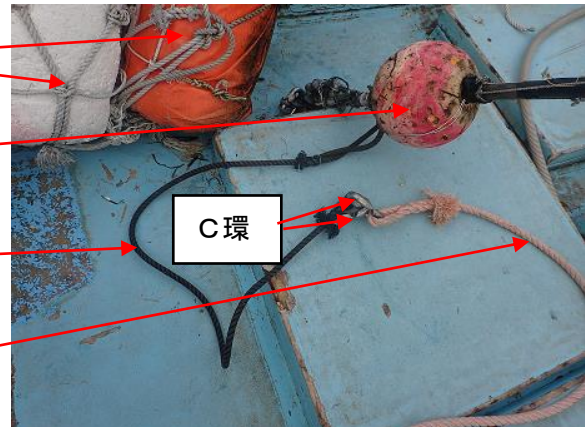


写真2 C環の取付け状況

本件たつ

遊び網

たる

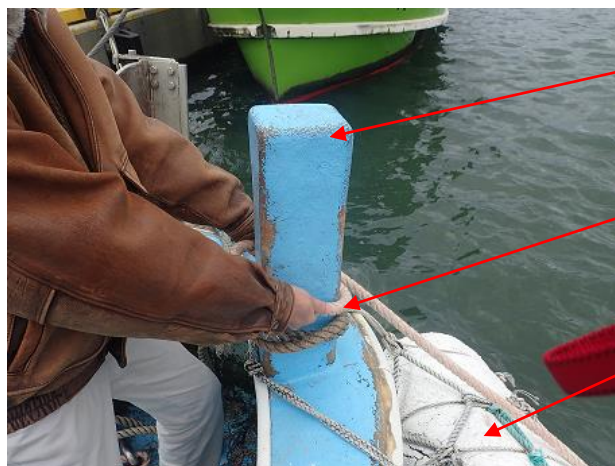


写真3 遊び網の解き放し

	<p>船長は、遊び綱が海中に投げ入れられたのを見て、えい綱作業準備が終了したものと思い、左舷側のロープリールを始動して遊び綱を巻き込み始めたところ、同ロープリールに負荷がかかる音がしたので、直ぐに同ロープリールを停止した。</p> <p>甲板員 A は、左舷側のロープリールが止まって遊び綱が緩んだので、本件たつと遊び綱との間に挟まれた右手を引き抜いたが、右手小指等から出血しており、船長及び他の甲板員に止血してもらった。</p> <p>甲板員 A は、新潟県新潟港に運ばれた後、救急車で病院に搬送され、右手の示指、中指、環指及び小指の挫滅等と診断された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船では、ふだん、遊び綱の端を左舷側のロープリールに繋いだ後、遊び綱を本件たつから解いて海中に投げ入れたのを確認し、同ロープリールを始動して遊び綱を巻き込んでいた。船長は、本事故当時、甲板員 A が、乗船して 1 か月半が過ぎ、船にも慣れたので、甲板員 A に初めて操業における一連の作業を 1 人で行わせようとしていた。</p> <p>甲板員 A は、平成 28 年 4 月 1 日に乗船し、本事故当時、初めて操業における一連の作業を行うこととなり、緊張気味に作業を行っていた。</p> <p>船長は、船長として約 17 年間のかけまわし漁法の経験があった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、姫埼北北東方沖において、底引き網漁の操業中、本件たつに遊び綱が止められていたが、船長が、本件たつから遊び綱が解かれたものと思い、遊び綱の巻き込みを始めたことから、甲板員 A が、本件たつから遊び綱を解こうとして遊び綱を右手でつかみ、本件たつと遊び綱との間に右手が挟まれたものと考えられる。</p> <p>本船は、ふだん、遊び綱の端を左舷側のロープリールに繋いだ後、遊び綱を本件たつから解いて海中に投げ入れていたことから、本事故当時、甲板員 A が遊び綱を海中に投げ入れたのを見て、船長が、遊び綱が本件たつから解かれたと思ったものと考えられる。</p> <p>甲板員 A は、初めて操業における一連の作業を任せられ、緊張気味であったことから、作業手順を忘れ、遊び綱の端を左舷側のロープリールに繋いだものの、遊び綱をたつから解く前に海中に投げ入れたものと考えられる。</p> <p>船長は、初めて操業における一連の作業を甲板員 A に任せていたことから、甲板員 A の作業状況を確認していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、姫埼北北東方沖において、底引き網漁の作業中、本件たつに遊び網が止められていたが、船長が、本件たつから遊び網が解かれたものと思い、遊び網の巻き込みを始めたため、甲板員Aが、本件たつから遊び網を解こうとして遊び網を右手でつかみ、本件たつと遊び網との間に右手が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業中は、作業手順を遵守すること。 ・ 作業中、漁労機器を操作する際は、周囲の安全確認を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

